

## 株式譲渡契約書

株式会社 A（以下「甲」という）と株式会社 B（以下「乙」という）は、株式の譲渡につき、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲が所有する株式会社 A（本店所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、以下「丙」という）の普通株式〇〇株（以下「本件株式」という）を譲り渡し、乙はこれを譲り受けるものとする（以下「本件譲渡」という）。

### （譲渡の承認）

第2条 甲は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、本件譲渡に必要な丙の株主総会または取締役会の承認を得るものとする。

### （株主名簿の書き換え）

第3条 甲は、前条の承認と同時に、乙と協力して丙の株主名簿を甲から乙に書き換えの請求をし、丙から株主名簿記載事項証明書の交付を受け、乙に引渡すものとする。

### （譲渡日）

第4条 本件譲渡の譲渡日は、丙の株主名簿の書き換え日とする。

### （譲渡価額および支払方法）

第5条 乙は、甲に対して、譲渡日において1株につき金〇〇円、譲渡の対価として金〇〇円（以下「本件譲渡価額」という）を甲の指定する下記金融機関の口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

### 記

銀行名：〇〇銀行 〇〇支店  
口座種類：〇〇預金  
口座番号：〇〇〇〇〇〇〇〇  
口座名義人：株式会社 A

### (甲の表明および保証)

**第6条** 甲は、乙に対し、本契約締結日および譲渡日において下記の事項を表明し保証する。

- 1 本件譲渡につき、甲の株主総会または取締役会の承認を得て、乙に本件株式を譲渡するために必要な手続きをすべて完了していること。
- 2 甲の本契約締結およびその履行について、官公庁そのほか第三者の承諾などが要求されることはなく、かつ、法令などまたは甲もしくは丙がなした第三者との契約に違反するものでないこと。
- 3 甲は、本件株式の全部についての完全な権利者であり、丙の株主名簿に記載される株主であること。
- 4 本件株式に担保権は一切設定されておらず、そのほか何らの負担も付されていないこと。
- 5 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在、丙の貸借対照表および損益計算書は別紙添付のとおりであり、簿外債務が存在しないこと。

### (乙の表明および保証)

**第7条** 乙は、本契約締結日および譲渡日において、甲に対し下記の事項を表明し保証する。

- 1 乙の本契約締結およびその履行について、乙の株主総会または取締役会の承認を得て、本件株式を譲り受けするために必要な手続きをすべて完了していること。
- 2 乙の本契約の締結およびその履行について、官公庁そのほかの第三者の承諾などが要求されることはなく、かつ、法令などまたは乙がなした第三者との契約に違反するものでないこと。

### (損害賠償)

**第8条** 甲および乙は、前2条に定めた項目に違反があった場合、それによって相手方が被った損害、損失、費用などを賠償しなければならない。

### (秘密保持)

**第9条** 甲および乙は、本件株式の譲渡に関する事項について、その交渉過程、企業精査の過程などで知り得た秘密につき、本契約締結の前後を問わず、監査法人、公認会計士などの外部専門家その他株主ならびに本契約遂行に必要な金融機関以外の者に、いかなる方法または名目においても漏洩してはならないものとする。

- 2 前項に基づき本契約関係者が本契約の内容そのほかの秘密情報を開示する場合においても、その開示の範囲は合理的必要最小限の範囲にかぎられるものとし、開示者は開示を受ける者に対し、甲および乙が、前項に基づき負担する秘密保持義務と同様の義務を負担させなければならない。

### (管轄)

**第10条** 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

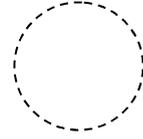
### (協議事項)

**第11条** 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社 A  
代表取締役 〇〇 〇〇



乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社 B  
代表取締役 〇〇 〇〇

